

別添1

令和 年度

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
自主点検表

（自主点検表作成日：令和 年 月 日）

ファミリーホーム名	
所在地 (電話番号)	
事業開始年月日	年 月 日 (定員 名) ※直近の定員
事業者名	
主たる養育者名	
指導監査年月日	年 月 日

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）自主点検表の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、事業運営の状況を内部点検したうえで、「自己点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の作成日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称)	(法令・通知の名称)
「施行規則」	⇒ ・ 児童福祉法施行規則
「県実施要綱」	⇒ ・ 青森県小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱
「養育指針」	⇒ ・ 里親及びファミリーホーム養育指針
「安全計画の策定について」	⇒ ・ 児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和5年1月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）
「業務継続計画等について」	⇒ ・ 児童福祉施設等における業務継続計画等について（令和4年12月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）自主点検表

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	自己点検結果	根 拠 法 令 等	確 認 資 料	県 記 載 欄
1 事業の運営について (1) 運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容が規定された運営規程が策定され、適切に運用されているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②養育者等の職種、員数及び職務内容 ③定員 ④養育の内容 ⑤緊急時等における対応方法 ⑥非常災害対策 ⑦委託児童の人権擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 ⑧養育の評価の実施、養育の質の向上のために図る措置 ⑨その他運営に関する重要事項 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の17 県実施要綱第8 	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 	
(2) 定員	<ul style="list-style-type: none"> 定員設定は適切か。 ※定員は5人又は6人 (災害等やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて養育できる) 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の19 県実施要綱第4 	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程、児童名簿等 指導監査事前提出資料 (別紙1) 	
(3) 非常災害対策の状況	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に対する具体的計画が立てられているか。 非常災害に対する訓練等を実施しているか。 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の20 	<ul style="list-style-type: none"> 計画書、避難訓練・消火訓練記録簿等 指導監査事前提出資料 (別紙2) 	
(4) 苦情解決の状況	<ul style="list-style-type: none"> 児童の権利擁護、虐待の防止等のため、児童又は保護者等からの苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等、必要な体制が整備されているか。 苦情解決にあたっては、当該事業所の養育者以外の者(第三者)を関与させ、公平な解決を図っているか。 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の27 県実施要綱第8(6) 養育指針第Ⅱ部-3(4) 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応に関するもの 指導監査事前提出資料 (別紙2) 	
(5) 関係機関との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応等も含め児童の状況に応じた適切な養育ができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、児童委員、警察等の関係機関との連携に努め、適切な支援体制を構築しているか。 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の30 県実施要綱第8(3) 養育指針第Ⅱ部-4(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡系統図や記録等 	
(6) 事業報告及び収支報告	<ul style="list-style-type: none"> 前年度における事業報告及び収支決算の報告を適切に行っているか。 ⇒ 事業者は毎年度5月末までに、前年度における事業報告書及び収支決算書を知事に提出しなければならない。 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 県実施要綱第10(4) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書や収支決算報告書 指導監査事前提出資料 (別紙2) 	
(7) 外部評価等の状況(努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> 自らの行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第1条の28 県実施要綱第8(7) 養育指針第Ⅱ部-5(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果書等 	

自主点検項目	点検のポイント	自己点検結果	根拠法令等	確認資料	県記載欄
<p>2 養育者の状況について</p> <p>(1)事業者としての要件</p> <p>(2)管理者の配置</p> <p>(3)養育者の配置</p> <p>(4)養育者等の勤務状況</p> <p>(5)養育者等の研修受講状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として、以下のいずれかの要件を満たしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①養育里親の経験を有する者 ②養育里親であって、児童養護施設等の職員経験者 ③児童養護施設等を設置する法人 管理者(主たる養育者)は養育者等及び業務の管理を適切に行っているか。 養育者の配置は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ※養育者の配置要件 <ul style="list-style-type: none"> 以下①又は②及び③の要件を満たしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①住居ごとに2人に養育者及び1人以上の補助者(一の家族を構成しているもの) ②養育にふさわしい家庭的環境が確保されている場合には、1人の養育者及び2人以上の補助者 ③当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者 ※養育者・補助者の要件 <ul style="list-style-type: none"> 養育者は、養育里親であって、児童福祉法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、以下①～④までのいずれかの要件を満たしているか。 <ul style="list-style-type: none"> また、補助者は、児童福祉法第34条の20第1項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しないか。 <ul style="list-style-type: none"> ①養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ②養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ③児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者 ④①～③に準ずる者として、知事が適当と認めた者 	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>養育者の配置要件 () ※左記①又は②を記入</p> <p>養育者の要件 () ※左記①～④のいずれかを記入</p> <p>補助者の要件 <input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県実施要綱第2 施行規則第1条の16 県実施要綱第8(2) 施行規則第1条の14 県実施要綱7(1)～(4) 施行規則第1条の31 県実施要綱第6(1) 県実施要綱第7(4) 施行規則第1条の18 労働基準法第108条 労働安全衛生規則第44条 施行規則第1条の10 県実施要綱第7(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書等(養育者の要件を満たしているか確認できるもの) 運営規程 運営規程 指導監査事前提出資料(別紙1) 履歴書等(養育者の要件を満たしているか確認できるもの) 職員名簿、勤務表、出勤簿 職員名簿、給与台帳 研修記録、復命等 指導監査事前提出資料(別紙3) 	

自主点検項目	点 検 の ポ イ ン ト	自己点検結果	根 拠 法 令 等	確 認 資 料	県 記 載 欄
<p>3 児童の処遇について</p> <p>(1) 自立支援計画</p> <p>(2) 児童記録の整備状況</p> <p>(3) 児童の養育状況</p> <p>(4) 被措置児童等虐待への対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所長が作成した自立支援計画に従って養育されているか。 ・ 子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画の見直しを行っているか。 ・ 委託児童ごとの養育状況の記録を作成しているか。 ・ 秘密保持に留意しているか。 (退職後も秘密保持について必要な措置を講じているか。) ・ 家庭養護について、理解しているか。 ・ 里親及びファミリーホーム養育指針に基づいて養育を行っているか。 ・ 児童の自主性を尊重した養育が行われているか。 ・ 児童及び保護者の意向・希望等が十分に把握され、尊重されているか。 ・ 入所時に「子どもの権利ノート」などを活用し、子どもの権利について、改めて説明しているか。 ・ 児童福祉法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨徹底されているか。 ※児童福祉法第33条の10各号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること ・ わいせつな行為をすること又は被措置児童等にさせること ・ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること ・ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・ 委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ・ 委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしていないか。 	<p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第1条の24 ・ 県実施要綱第8(4) ・ 養育指針第Ⅱ部-2(1) ・ 施行規則第1条の26 ・ 県実施要綱第8(8) ・ 養育指針第Ⅱ部-2(2) ・ 施行規則第1条の25 ・ 県実施要綱第8(1) ・ 養育指針第Ⅱ部-3(3) ・ 県実施要綱第6(1) ・ 養育指針第Ⅰ部 ・ 県実施要綱第6(2) ・ 県実施要綱第8(1) ・ 県実施要綱第6(3) ・ 養育指針第Ⅱ部-3(1) ・ 施行規則第1条の12 ・ 県実施要綱第8(5) ・ 施行規則第1条の11 ・ 養育指針第Ⅱ部-3(5)~(6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童名簿、自立支援計画、児童養育記録、入所措置決定通知書等の児童相談所等からの公文書等 	

自主点検項目	点検のポイント	自己点検結果	根拠法令等	確認資料	県記載欄
<p>4 教育・衛生管理・食事について</p> <p>(1) 児童の教育機会の提供</p> <p>(2) 児童の健康管理の状況</p> <p>(3) 食事の状況</p> <p>(4) 感染症対策の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めているか。 (必要な教育の例) ・ 委託児童が希望する塾や習い事をさせる。 ・ 委託児童が希望する学校のクラブ活動や地域の子ども会活動等に参加させる。 ・ 委託児童の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。 (健康保持のための適切な措置の例) ・ 委託児童のそれぞれの状況に応じた必要な診察や健康診断を行う。 ・ 家庭での怪我などに必要な医薬品を常備する。 ・ 委託児童の栄養の改善及び健康の増進を図り、日常生活における食事についての正しい理解を望ましい習慣を養っているか。 (食事についての正しい理解と望ましい習慣の例) ・ 児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する食事を提供する。 ・ 児童の身体状況に合わせた調理内容とする。 ・ 児童の嗜好が考慮された食事を提供する。 ・ 必要に応じておやつ等を提供する。 ・ 食事の時間等を適切に設定する。 ・ 委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生上必要な措置を講じているか。 (衛生上必要な措置の例) ・ 感染症又は食中毒が発生した場合、まん延しないよう必要な措置を講じる。 ・ 調理場に石鹸、消毒液を設置する。 <p>○ 食中毒及び感染症の発生の際は、平成25年6月25日付け青健福第763号「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について」による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」(令和5年5月8日改正)により、県に報告※すること。(第一報は、文書作成を待たずに電話又はFAX等により行うこと。)</p> <p>※ 県への報告を要する感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとしているが、5類感染症であっても、インフルエンザ等が事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい ・ <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>・ 施行規則第1条の21 ・ 養育指針第Ⅱ部-1(12)</p> <p>・ 施行規則第1条の22第2項</p> <p>・ 施行規則第1条の23</p> <p>・ 施行規則第1条の22</p> <p>・ 平成25年6月25日付け青健福第763号「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について」による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」</p>	<p>・ 養育記録</p> <p>・ 児童の健康管理に関するもの(医療受診状況等) ・ 現場確認 ・ 指導監査事前提出資料(別紙4)</p> <p>・ 献立表等</p> <p>・ 現場確認等</p>	

自主点検項目	点検のポイント	自己点検結果	根拠法令等	確認資料	県記載欄
<p>5 安全対策について</p> <p>(1)安全計画の策定(努力義務)</p> <p>(2)建物・設備の安全点検(努力義務)</p> <p>(3)安全計画に係る研修や訓練の実施(努力義務)</p> <p>(4)業務継続計画の策定(努力義務)</p> <p>(5)業務継続計画に係る研修及び訓練の実施(努力義務)</p>	<p>・委託児童の安全を確保するための取組を実施するための計画(安全計画)を策定しているか。 ⇒ 策定時期 年　　月　　日 ※事業者は定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>・建物・設備の安全点検を定期的に行い、点検結果について文書で記録しているか。 ⇒ 建物等の設備等(備品、遊具等や防火設備、避難経路等)について、安全点検を実施すること。なお、点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むものとする。</p> <p>・策定した計画は、養育者等に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施しているか。 ⇒ ①委託児童への安全指導等 委託児童の発達や能力に応じた方法で、委託児童等自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束ごとや行動の仕方について理解させるよう努めること。 ②実践的な訓練や研修の実施 避難訓練は地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと。</p> <p>・感染症や非常災害発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための計画を策定しているか。 ⇒ 策定時期 年　　月　　日 ※事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行うとともに、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>・策定した計画は、養育者等に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>・施行規則第1条の20の2第1項 ・安全計画の策定について ・施行規則第1条の20の2第3項</p> <p>・施行規則第1条の20の2第1項</p> <p>・施行規則第1条の20の2第2項</p> <p>・施行規則第1条の20の3第1項 ・業務継続計画等について</p> <p>・施行規則第1条の20の3第3項</p> <p>・施行規則第1条の20の3第2項 ・業務継続計画等について</p>	<p>・安全計画 ・指導監査事前提出資料(別紙5-1)</p> <p>・指導監査事前提出資料(別紙5-1)</p> <p>・指導監査事前提出資料(別紙5-1)</p> <p>・指導監査事前提出資料(別紙5-2)</p> <p>・指導監査事前提出資料(別紙5-2)</p>	

